

DAIBACROSS 利用契約約款

第1条 総則

本契約は、施設利用者(以下、甲といいます)と、DAIBACROSS(以下、乙といいます)が施設利用において甲乙間の関係を定めることを目的とします。

第2条 利用上の注意

- ① スタジオ内での飲食は原則禁止です(出演者用のお水は除きます)。撮影などの関係で必要な際はお問い合わせください。
- ② クロマキー合成で撮影する場合、スタジオはグリーンバックとなるため、緑の服やネクタイ、装飾品、商品を持ち込むと、透過してしまう可能性がありますので、ご注意ください。
- ③ 常設機材を移動された場合は所定の位置に戻してください。
- ④ 建物内は禁煙(喫煙スペースを除きます)、火気厳禁です。万が一、喫煙や火気の使用が発覚した場合は時間内であっても退出していただきます。その際は、料金の返金はできません。
- ⑤ 施設利用時に、機材の破損をされた場合は、故意であるかどうかの如何に問わらず、修理代金を負担していただきます。
- ⑥ 施設内の機材は予告なく変更する場合があります。
- ⑦ 動物の連れ込みをする場合はご予約の際、ご相談ください。
- ⑧ ライブ配信中に公序良俗に反する行為を行ったと判断した場合、即時利用を中止のうえ、次回からの利用をお断りする場合があります。
- ⑨ 施設利用時に施設内機材に保存されたデータは、3営業日後に完全削除いたします。

第3条 利用制限

下記の項目に該当する者は、ご利用をお断りさせていただきます。

- ① 法令に反する事業及び反する恐れのある者
- ② 公序良俗に反すると当社が判断した者
- ③ 暴力団関係者及びそれに関する者
- ④ マルチ商法及びそれ関連する恐れのある者
- ⑤ その他当社が不適切と判断した者

第4条 利用時間

- ① ご利用時間は施設入りから撤収までの時間となり、建てこみ・セッティング・後片付けなども含まれます。
- ② 施設利用を延長する場合、延長可能な場合のみ、1h単位の延長料金をお支払いいただきます。
- ③ 甲の都合により、利用時間が短縮となった場合でも利用時間・料金の変更や払い戻しはいたしません。

第5条 仮予約

- ① 仮予約はご利用希望日の6か月前から承ります。
- ② 甲が仮予約をしている日付に第三者から確定予約の申込みがあった場合、乙は甲に電子メールでその旨を連絡いたします。甲から24時間以内に返答が無い場合は、確定予約が優先となります。

- ③ 仮予約は撮影当日の14日前までとなります。甲の確定予約の申し込みがない場合は自動キャンセルとなります。

第6条 料金

- ① 甲は、施設利用料金を、乙と協議のうえ決定した料金に、消費税を付した金額を乙に対して支払います。
- ② ご利用前日までに、指定口座へのお振込みまたはクレジットカードにて支払うものとします。
- ③ 前②項にかかわらず、乙が事前に承諾し、利用申込書に記載した場合には、別に定める支払条件に従うことができます。
- ④ キャンセルをされる場合は予約システムよりお手続きください。以下のキャンセル料金が発生いたします。
- (ア) 予約確定時～61日前のキャンセル：レンタル料金の10%
- (イ) 60日前～31日前のキャンセル：レンタル料金の20%
- (ウ) 30日前～8日前のキャンセル：レンタル料金の30%
- (エ) 7日前～2日前のキャンセル：レンタル料金の50%
- (オ) 前日～当日のキャンセル：レンタル料金の100%

第7条 免責事項

下記の項目に関して、乙は一切の責任を負いません。

- ① 乙の施設及び施設の存在する敷地内、駐車場での貴重品、持ち込み機材等の盗難、紛失、破損
- ② 乙の施設及び施設の存在する敷地内、駐車場での怪我や事故など

第8条 施設の使用、保管

- ① 甲は施設をその本来の使用目的以外に使用しないよう転借人に義務付けます。
- ② 施設利用を原因として、第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとし、乙は一切の責任を負いません。
- ③ 甲は乙の書面による承諾を得ないで施設を分解、修理、調整しません。
- ④ 乙または乙の代理人は、いつでも施設を点検できます。

第9条 秘密保持

- 施設利用契約において、秘密情報とは、秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含みます）で開示された相手方固有の業務上、販売上の情報をいうものとします。
- 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
 - 開示の時点で既に公知のものまたは開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます）の責めによらずして公知となったもの
 - 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
- 甲及び転借人並びに乙は、契約内容並びにこれらの契約に関連して知り得た互いの機密情報（甲の顧客の機密情報を含みます）については、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩してはならない。

4. 前項にかかわらず、法令により第三者への開示を指示された場合、甲及び乙は、相手方の秘密情報を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
 - ① 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合受領者は事前に相手方通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置を講ずることを該当第三者に要求するものとします。
 - ② 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負うものに当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合。
5. 甲及び転借人並びに乙は、相手からの要求があった場合は施設利用契約が終了した場合、遅滞なく秘密情報（複製物を含みます）を相手方の指示に従い、返還、または破棄若しくは消去するものとします。ただし、第4項各号に基づき当該第三者が保有する秘密情報についてはこの限りではないものとします。
6. 甲及び転借人並び乙は、従業員等に本条の内容を遵守させるものとします。
7. 秘密保持義務は個別契約の終了後も、なお有効に存続します。

第 10 条 個人情報の保護

- ① 甲及び転借人並び乙は、施設利用契約の履行に関連して知り得た相手方が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含みます。また、秘密情報であるかどうかを問いません。以下「個人情報」といいます）を善良なる管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、当該スタジオ利用契約履行以外の目的のために利用し、または第三者に利用させ、若しくは開示し、また漏洩してはならないものとします。
- ② 甲及び転借人並び乙は、個人情報を第三者に提供しようとする場合、相手方の書面による事前の承諾を得るものとし、本条に定める甲及び乙の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、当該第三者の情報管理について一切の責任を負うものとします。また、甲及び転借人並び乙は、相手方から要求のあった場合、別途甲及び転借人並び乙が指定する当該第三者における個人情報の取扱い状況について、直ちに書面で相手方に報告しなければならないものとします。
- ③ 甲及び転借人並び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を加工、複製または複写してはならないものとします。
- ④ 甲及び転借人並び乙は、「個人情報の保護に関する法律」、その他各種法令、規則、ガイドライン等に従い、アクセス権の管理、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとします。
- ⑤ 甲及び転借人並び乙は、相手方の個人情報（複製物を含みます）を廃棄するとき、個人情報が復元不可能な形で廃棄するものとし、書類については裁断または焼却の方法により、電磁的記録については、データ消去または媒体の破壊の方法により、これを行うものとします。また、甲及び転借人並びに乙は、相手方が必要に応じて当該処理を実施した旨の証明書を求めた場合、当該求めに応じて証明書を相手方に対して発行するものとします。

第 11 条 損害賠償

乙に故意または重大な過失があった場合を除き、いかなる場合も、乙が施設利用契約または本施設利用契約に違反したことに起因または関連して甲及び転借人に損害を与えた場合において乙の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含みます）は含まないものとし、また、第6条に定める施設利用時間に対応する施設利用料金相当額を上限とします。

第 12 条 協議事項

甲及び転借人並びに乙は、施設利用契約の定めに関して解釈上の疑義を生じ、または施設利用契約に定めのない事項については、信義誠実の精神に基づき協議するものとします。

第13条 反社会的勢力の排除

1. 甲及び転借人並びに乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、政治活動標榜団体、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）及び関係会社が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - ④ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - (エ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する行為
 - (オ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
2. 甲及び転借人は、乙に対し、甲及び転借人の知る限り自らまたは第三者をして乙より借り受けた物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約するものとします。
3. 乙は、甲及び転借人が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。

第14条 合意管轄

施設利用契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。